

会員各位

平成30年2月吉日
アライオークショングループ
書類課

年度末における自動車税の扱いについて

謹啓、貴社におかれましては、春の需要期を迎え益々の御清栄のこととお慶び申し上げます。日頃はアライオークショングループをご愛顧、ご支援賜り誠に有り難うございます。

さて、標記の件につきまして下記の通りご案内申し上げますので、ご理解のうえ、ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

2月開催分について

成約車両の自動車税預かり金は1ヶ月分をお預かり致します。

2月中に抹消……………全額落札者に戻ります。

2・3月中に登録……………全額出品者に戻ります。

3月中に抹消……………全額出品者に戻ります。

4月に入ってから抹消……………1ヶ月分を落札者に請求致します。

4月に入ってから登録……………年税を落札者に請求致します。

3月開催分について

成約車両の自動車税預かり金は年税(12ヶ月分)でお預かり致します。

3月中に抹消・登録……………全額落札者に戻ります。

4月に入ってから抹消……………1ヶ月分が出品者に戻ります。

11ヶ月分が落札者に戻ります。

4月に入ってから登録……………全額出品者に戻ります。

軽自動車の預かり保証金について

軽自動車は預かり保証金として、一律15,000円をお預かり致します。

3月中に抹消・登録……………全額落札者に戻ります。

4月に入ってから抹消・登録……………自動車税が出品者に戻り、自動車税を差し引いた金額が落札者に戻ります。

<注>

* 車検の有無にかかわらずナンバー付の車両は、自動車税をお預かり致しておりますので、抹消依頼は、オークション終了後30分以内をお願い致します。

* 軽自動車は、落札店の責任において税止めの申告を必ず行って下さい。

* 当オークションでは、従来名義変更の促進強化を図る為、名義変更完了コピーの届出を遅延している車両に対して「現在登録証明書」をあげ、その手数料を落札者にご負担頂いております。登録完了後、速やかに事務局にFAX・郵送にてご返信をお願い致します。

以上